

基本料金（午前8時～午後6時まで）

身体介護	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～1時間30分未満	所要時間3時間以上の場合921単位に所要時間3時間から計算して30分増すごと83単位を加算
料金	256 単位 4560 円	404 単位 7170 円	587 単位 10431 円	921 単位 16359 円
利用者負担	456 円	717 円	1044 円	1636 円
家事援助	30分未満	30分以上～45分未満	45分以上～1時間未満	1時間15分以上1時間30分未満
料金	106 単位 1892 円	153 単位 2713 円	197 単位 3499 円	275 単位 4890 円
利用者負担	190 円	272 円	350 円	489 円
通院等介助 身体介護あり	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～1時間30分未満	所要時間3時間以上の場合921単位に所要時間3時間から計算して30分増すごと83単位を加算
料金	256 単位 4560 円	404 単位 7170 円	587 単位 10431 円	921 単位 16359 円
利用者負担	456 円	717 円	1044 円	1636 円
通院等介助 身体介護なし	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～1時間30分未満	所要時間1時間30分以上の場合345単位に所要時間1時間30分から計算して30分増すごと69単位を加算
料金	106 単位 1892 円	197 単位 3499 円	275 単位 4890 円	345 単位 6133 円
利用者負担	190 円	350 円	489 円	614 円

- ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰとして1か月の総単位数の41.7%を特定事業所加算として1か月の総単位数の10%を申し受けます。
- ・基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午前6時～午後10時は25%増、深夜（午後10時～午前6時）は50%増となります。
- ・「同一建物等の利用者に提供した場合の減算」の対象の方は10%引となります。お支払いいただく利用者負担額は、障害福祉サービス等に要した費用の10%です。月額負担上限額は、受給者証に記載の金額とします。ただし、他の事業者からも障害福祉サービス等の提供を受け、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、区が算定し、その内容について利用者が承認した利用者負担額をお支払いいただきます。利用者が区市町村から利用者負担減額の決定を受けている場合には、事業者が利用者に代わって区市町村から減額分の支払を受け、減額後の利用者負担額をお支払いいただきます。この場合にも、利用者が指定した利用者負担上限額管理者が利用者負担額の管理を行う場合は、区が算定し、その内容について利用者が承認した利用者負担額をお支払い頂きます。

※ 交通費外出中の費用

当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費、および交通機関を使う場合は、利用者同行にかかる交通費をいただく場合があります。

また、福祉車両を使う場合は、福祉有償運送料金表に基づく料金を負担していただきます。

※ キャンセル規定

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

- ・ ご利用の前日午後4時前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用の前日午後4時前までにご連絡いただかなかった場合 → 1400円